



発行 東京都

目次

規則

○指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分（二件）
○東京都地域冷暖房区域の指定
○環境局都市地球環境部環境都市づくり課

○東京都地域冷暖房区域の変更

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請
○特定非営利活動法人の設立の認証申請

規則

指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十四年三月二十七日

東京都知事 石原慎太郎

東京都規則第十二号

指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定知的障害児施設等の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則

第一条中「のほか、」の下に「法第二十一条の五の三第一項の指定障害児通所支援事業者及び」を加え、「指定知的障害児施設等（法第七条第六項の指定医療機関を除く。以下「指定施設」を「指定障害児入所施設（以下これらを総称して「指定障害児通所支援事業者等）」に改める。

第二条の見出し中「指定」の下に「又は指定の更新」を加え、同条第一項中「第二十四条の九第一項の規定による」を「第二十一条の五の十五第一項若しくは法第二十四条の九第一項に規定する」に改め、「指定の申請」の下に「又は法第二十一条の五の十六第一項若しくは法第二十四条の十第一項に規定する指定の更新の申請」を加え、「指定知的障害児施設等指定申請書」を「障害児通所支援・障害児入所支援指定（更新）申請書」に改め、同条第二項中「指定すると決定したとき、又は却下すると決定したとき」を「指定若しくは指定の更新又は却下の決定をしたとき」に改め、同条第三項中「第二十四条の二第一項の規定により指定」を「第二十一条の五の三第一項若しくは法第

二十四条の二第一項の規定による指定又は法第二十一条の五の十六第一項若しくは法第二十四条の十第一項の規定による指定の更新」に、「に係る施設」を「又は指定の更新に係る事業所又は施設」に改める。

第三条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条中「第二十四条の十三」を「第二十一条の五の十九第一項又は法第二十四条の十三」に改め、「届出は、」の下に「事業所の名称及び所在地並びに」を加え、「ついで、」を「係るものにあつては」に改め、「（別記第二号様式）により」の下に「、事業の再開に係るものにあつては再開届出書（別記第二号様式の二）により、それぞれ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第二十一条の五の十九第二項の規定による届出は、廃止・休止届出書（別記第二号様式の三）により行うものとする。

第五条中「第二十四条の十七」を「第二十一条の五の二十三第一項又は法第二十四条の十七」に改める。

第六条中「第二十四条の十八」を「第二十一条の五の二十四又は法第二十四条の十八」に改め、同条第一号中「指定施設」を「指定に係る事業所又は施設」に改め、同条第二号中「指定施設」を「申請者又は施設」に改め、同条第三号中「指定、」の下に「事業の廃止、」を加え、同条第四号中「指定施設」を「障害児通所支援又は障害児入所施設」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第六条の二 法第二十一条の五の二十五第二項（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）の規定による届出又は法第二十一条の五の二十五第四項（法第

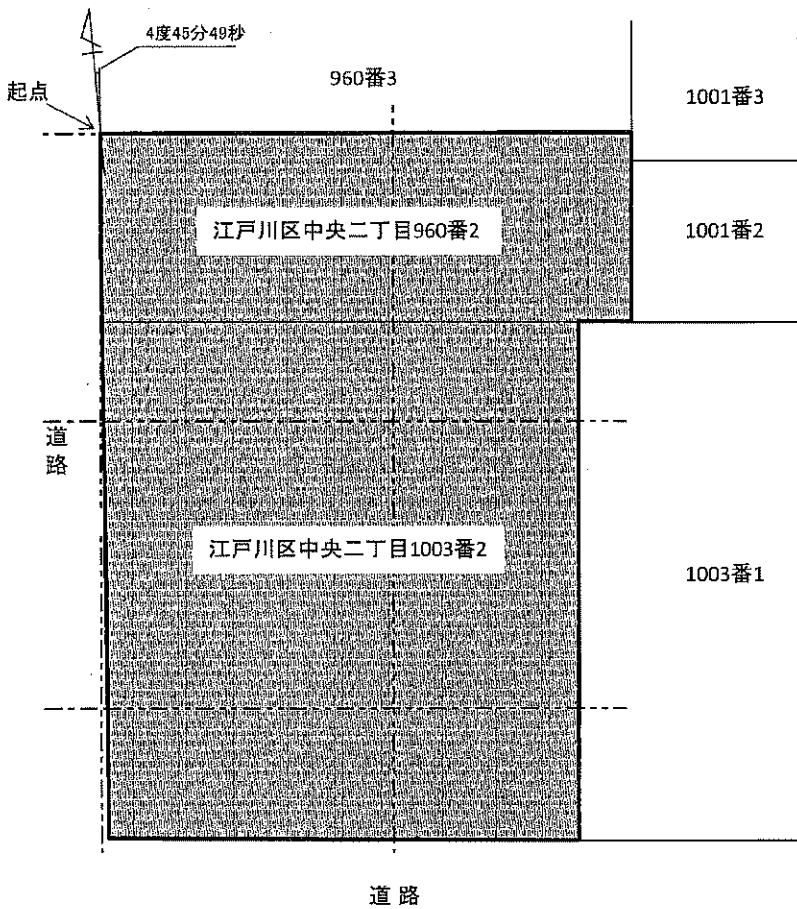
●東京都告示第五百二十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区中央二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物



別図

【凡例】	
	形質変更時要届出区域
	調査対象地
	単位区画境界線
	筆境界線

【起点】
 起点は、調査対象地(東京都江戸川区中央二丁目960番2)の最北端とする。

【格子の回転角度: 4度45分49秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。